

2017年5月23日

「LT会」会報第17-3号（総171号）

上海LTコンサルティンググループ

環境監査の強化に関する追加情報

2016年12月LT会報（第16-10号、総166号）にて中国の環境監査の強化に関する情報を紹介した。去年11月、12月ごろの中央から環境保護の現地査察を受け、地方や中央でどのような変化があったのかを情報を収集し、上海市の事例を参照し、皆さんに紹介する。

1. 中央環境保護査察前後の処分企業数の変化

上海市環境保護局の公開情報に基づき、処分を受けた企業は以下の通り纏めた。

月次	2016年 8月	2016年 9月	2016年 10月	2016年 11月	2016年 12月	2017年 1月	2017年 2月	2017年 3月
社数	309社	273社	269社	281社	511社	436社	404社	503社

中央の査察を行なった2016年11月28日～12月28日の間に、処分を受けた企業は急に11月の281社から12月の511社に上り、その後の数ヶ月も400社を超え、中国中央政府は環境に対する厳しい取り締まりを行っていることは伺える。上記処分を受けた企業には大手日系企業も複数含まれている。

2. 中央環境保護査察後のフィードバック

2017年4月12日、中央の査察チームは上海市に査察状況のフィードバックをした。その会議に、上海市トップの韓正書記、政府トップの応勇市長の両氏とも出席した。公開された情報は下記数点に注目したい。

- (1) 中央の査察期間中の通報案件は1,893件あり、2017年2月末まで通報案件を全て処理した。
- (2) 中央の査察チームの指摘点と上海市の反応

中央の査察チームの指摘点	上海市の反応
① 一部の環境保護作業に要求が厳しくない、基準を下げた。	① 生態環境問題は上海の発展に影響を及ぼす目立った弱点。環境保護に更に力を入れて、もっと高い基準で、もっと厳しく対応する。 ② 問題に直面する。発見した問題を全て解決する。 ③ 法に従い、厳しく管理する。環境保護面で、上海市は国家標準より厳しい地方標準を制定する。
② 水環境保護の重点・難点の対応は不十分。	
③ 関連部門の管理監督は緩い。	

3. 地方法規定の完備

上海市環境保護局の公開情報により、本年は現時点まで公開された通知などの環境規範性通達は7

件に達した。2016年通年の1件環境規範性通達に比べて、明らかに多くなっている。その内、以下の通達が含まれる。

- (1) 「上海市環境保護面談規定（試行）」（2017年1月12日公布、同2月10日から実施、有効期間は2年間）
- (2) 「一類水汚染物質排出企業の監督管理の一層の強化に関する通知」（2017年3月1日公布、同4月1日から実施、有効期間は5年間）
- (3) 「上海市環境保護行政処罰裁量基準規定」（改訂版、2017年3月23日公布、同2月25日から実施、有効期間は5年間）

上記一連の通達の公布は上海市政府の環境保護管理監督対策の強化の表れである。

4. 国家環境保護標準の整備勢い

2017年4月10日前後、中央政府の環境保護部は、「国家環境保護標準“十三五”発展規劃」（注：“十三五”とは、第十三次五年計画期間、即ち2016年～2020年までの5年間を指す）という計画を発表した。

同計画及びこれまでの統計データから、2006年以来、中国の環境保護標準の制定・修正の勢いが見られる。

期間	環境保護標準の制定・修正の件数
2006年～2010年	① 計1,800件程度の計画 ② 公布件数：1,128件 ③ 未完成件数：600件程度
2015年まで	① 公布件数：計1,941件（内、2011年～2015年の五年以内に新規公布したのは493件） ② 廃止件数：計244件 ③ 実施件数：計1,697件 （内訳：環境品質標準16件、汚染物排出（コントロール）標準161件、環境監視測定標準1,001件、管理規範類標準481件、環境基礎類標準38件）
2016年～2020年	① 制定・修正の予定：900件程度 ② 公布の予定：800件程度 （内訳：環境品質標準と汚染物排出（コントロール）標準100件、環境監視測定標準400件、管理規範類標準と環境基礎類標準300件）

5. 企業の対応

上記説明の如く、中国政府は環境対策に対して今まで以上に厳しく取り組んでおり、中国で事業を行っている企業も中国の時代変遷に追従する社内体制の整備、環境対策の取り組みは今まで以上に対応する必要があるかと判断している。また、中国だから何とかなるという発想は時代遅れとなり、もし環境対応不十分で当局に指摘されると、営業停止まで追い込まれるリスクが高いため、十分に注意して中国事業に取り組む必要がある。

以上